

利用者の虐待防止に関する指針

姫路赤十字病院在宅ケアセンター

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、その人の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

姫路赤十字在宅ケアセンターでは、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法等に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動をおこなうこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他センター内の組織に関する事項

当センターでは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長はセンター長が努める。
- ・委員会の委員は、介護支援専門員（居宅介護支援事業所）、看護職員（訪問看護ステ

ーション)とする。

(3) 虐待防止検討委員会の開催

- ・ 委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・ 虐待等事案発生時、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 虐待防止検討委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員に周知に関する事
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止に関する事

(5) 虐待防止の担当者

虐待防止の担当者は、センター長とする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

- (1) 設置主体病院が開催する研修に参加することとし、開催は1回/年以上とする。
- (2) 研修の内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何に問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努力する。
- (4) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人と連携のうえ、成年後見人制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で相談を受けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに公開する。

10. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附則

この指針は、令和7年9月1日より施行する。